

# えんがる の都市計画

---

令和 6 年度版（令和 6 年 3 月 31 日現在）



遠 軽 町

経済部 建設課 都市計画担当

## 目 次

<b>第1章 町の概要</b>	1
1 行政面積	1
2 人口の推移	2
<b>第2章 都市計画の概要</b>	3
1 都市計画の役割	3
2 都市計画の制度	3
3 都市計画の内容	3
<b>第3章 遠軽都市計画の現況</b>	5
1 都市計画区域の指定	5
2 準都市計画区域の指定	5
3 都市計画の策定	5
4 土地利用規制	6
(1) 区域区分	6
(2) 地域地区	6
(3) 開発許可制度	8
5 都市施設	9
(1) 交通施設（都市計画道路等）	9
(2) 公園・緑地	10
(3) 処理施設（下水道）	11
(4) その他の都市施設	11
6 都市計画審議会	12

## 第1章 町の概要

遠軽町は、平成17年10月1日に生田原町、遠軽町、丸瀬布町、白滝村が合併し、新しい遠軽町として発足しました。オホーツク海に注ぐ湧別川が町内を縦貫し、この湧別川に支湧別川、丸瀬布川、武利川、瀬戸瀬川、社名淵川、生田原川が合流する広大な湧別原野に位置しており、オホーツクの玄関口となっています。

気候は、オホーツク海型気候地域に属しており、寒暖の差が大きい北海道にあっては比較的冷涼な地域です。降水量は年間約859.2mmと全道でも少ない地域であり、日照時間は年間約1,600時間と比較的多い地域です。

人口は、令和6年3月末現在で総人口17,833人、世帯数9,683世帯となっています。そのうち、都市計画区域内人口は14,203人であり、遠軽町の人口の約80%がこの区域内に居住しています。

また、古くから交通の要衝として発展してきた地域であり、住民の大切な足となる鉄道としてJR石北本線が運行しています。道路網は、国道242号と333号の2路線と道道13路線が町内を網羅し、札幌・旭川方面と北見・網走方面、紋別・稚内方面の各都市と結ばれており、今後も高規格幹線道路旭川紋別自動車道や地域高規格道路の整備により、道央圏・道北圏とオホーツク圏を連絡する高速ネットワークの中継点の役割を担っています。

このような交通の要衝としての利点から、遠軽地方の商業圏の中心地として、官公庁や医療機関、商業関係など第3次産業の就業者が総就業者人口の約75%を占めており、産業構造が商業都市型であることを示しています。卸売・小売業の商業販売額は約324億63百万円（令和3年経済センサス活動調査）、食料品製造や木材、木製品製造などの工業出荷額は約91億円（2020年工業統計調査）となっています。

### 1 行政面積

年 月 日	面 積	沿 革
大正8年4月1日	1,332.20km <sup>2</sup>	上湧別村から分村
大正14年1月1日	1,046.01km <sup>2</sup>	生田原村を分村
昭和21年8月1日	208.95km <sup>2</sup>	丸瀬布村・白滝村を分村
平成7年10月1日	209.87km <sup>2</sup>	国土調査
平成13年10月1日	210.13km <sup>2</sup>	国土調査
平成17年10月1日	1,332.32km <sup>2</sup>	4町村合併
平成26年10月1日	1,332.45km <sup>2</sup>	国土地理院の測量方法変更に伴う変更

## 2 人口の推移

年	世帯数	人 口			摘要
		総数	男	女	
大正 8	3, 562	16, 242	8, 792	7, 450	上湧別村から分村
9	3, 517	17, 492	9, 214	8, 278	第1回国勢調査
14	2, 249	12, 313	6, 439	5, 874	第2回国勢調査
昭和 5	2, 735	15, 501	8, 221	7, 280	第3回国勢調査
9	2, 888	16, 756	8, 769	7, 987	1級町村制施行
10	3, 112	17, 878	9, 288	8, 590	第4回国勢調査
15	3, 396	19, 292	9, 936	9, 356	第5回国勢調査
22	2, 694	14, 862	7, 428	7, 434	第6回国勢調査
25	2, 814	16, 026	8, 104	7, 922	第7回国勢調査
30	3, 333	18, 082	9, 318	8, 764	第8回国勢調査
35	4, 058	19, 177	9, 772	9, 405	第9回国勢調査
40	4, 916	20, 346	10, 226	10, 120	第10回国勢調査
45	5, 585	20, 458	10, 231	10, 227	第11回国勢調査
50	5, 909	20, 354	10, 099	10, 255	第12回国勢調査
55	6, 634	21, 057	10, 474	10, 583	第13回国勢調査
60	6, 861	21, 143	10, 437	10, 706	第14回国勢調査
平成 2	6, 796	19, 441	9, 385	10, 056	第15回国勢調査
7	7, 051	18, 860	9, 126	9, 734	第16回国勢調査
12	7, 353	18, 503	8, 941	9, 562	第17回国勢調査
17	9, 866	23, 648	11, 486	12, 162	第18回国勢調査
18	10, 939	23, 474	11, 434	12, 040	平成19年3月31日
19	10, 793	23, 133	11, 268	11, 865	平成20年3月31日
20	11, 777	22, 840	11, 063	11, 777	平成21年3月31日
21	10, 804	22, 508	10, 902	11, 606	平成22年3月31日
22	10, 717	22, 219	10, 720	11, 499	平成23年3月31日
23	10, 689	21, 932	10, 579	11, 353	平成24年3月31日
24	10, 661	21, 776	10, 497	11, 279	平成25年3月31日
25	10, 642	21, 522	10, 399	11, 123	平成26年3月31日
26	10, 584	21, 183	10, 248	10, 935	平成27年3月31日
27	10, 494	20, 789	10, 070	10, 719	平成28年3月31日
28	10, 436	20, 483	9, 918	10, 565	平成29年3月31日
29	10, 310	20, 118	9, 752	10, 366	平成30年3月31日
30	10, 211	19, 751	9, 600	10, 151	平成31年3月31日
令和 元	10, 144	19, 446	9, 479	9, 967	令和2年3月31日
2	10, 065	19, 147	9, 301	9, 846	令和3年3月31日
3	9, 953	18, 665	9, 099	9, 566	令和4年3月31日
4	9, 846	18, 288	8, 901	9, 387	令和5年3月31日
5	9, 683	17, 833	8, 682	9, 151	令和6年3月31日

## 第2章 都市計画の概要

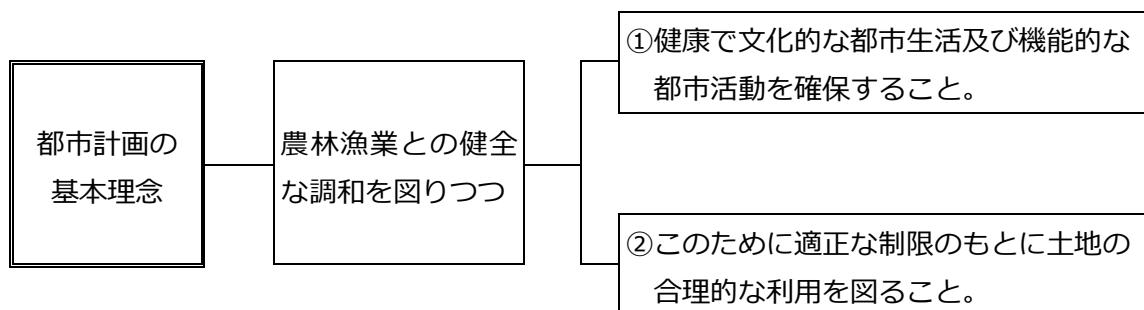
### 1 都市計画の役割

都市は規制の無い状態にあると、都市及びその周辺地域で無秩序な開発により不良な市街地が形成されたり、あるいは過度な職住の混在により環境が悪化したり、公共投資の効率が低下したりするなど、都市化に伴う様々な問題を発生させてしまいます。

このような問題を未然に防止するため、まちづくりの基本的な構想に基づき、都市の成長・発展を適正に誘導していく必要があります。総合的、一体的な土地利用、都市施設などの計画を策定し、これに基づいて、まちづくりを規制・誘導するとともに、整備事業を実施して、計画的な都市形成を図っていく役割を果たすのが都市計画です。

### 2 都市計画の制度

この都市計画の内容、決定手続、都市計画制限、都市計画事業などについて定めているのが都市計画法であり、法第2条で次のとおり都市計画の基本理念を定めています。



### 3 都市計画の内容

まちづくりを計画的に進めるため、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある地域を都市計画法に基づき都市計画区域として指定し、この都市計画区域ごとに都市計画を定め、この計画に基づき土地利用の規制や都市計画事業等を実施します。

都市計画区域の指定には条件があり、「市または人口1万人以上の町村で、第2次、第3次産業の就業者が全就業者の50%以上」などの要件を満たすことが必要です。北海道では、現在、179市町村中99市町で79の都市計画区域が指定されており、オホーツク総合振興局管内では、遠軽町のほか、北見市、網走市など10市町が指定を受けています。

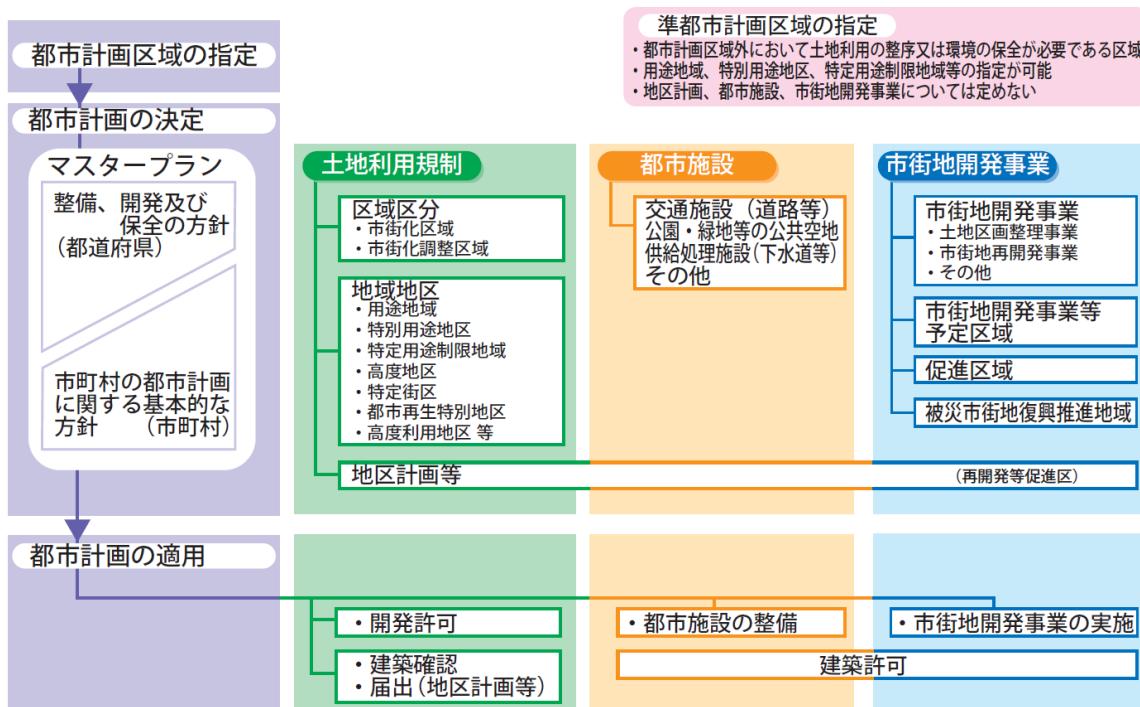
都市計画区域においては、土地利用に関して区域区分として市街化区域などを定めたり、地域地区として用途地域や特別用途地区、防火地域、準防火地域などを定めたりすることができますほか、都市施設として道路や公園、下水道などを定めて都市計画事業を行うことができます。

あわせて、それぞれの地域特性を活かすため、地区計画等や準都市計画区域の指定ができることとなり、地域に合わせたまちづくりが可能になってきています。

それらの都市計画を都道府県や市町村が定める際に、内容を審議するとともに、知事や市町村長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議するため、学識経験のある者や議会議員、住民代表などの委員からなる都市計画審議会が設置されています。

また、近年、まちづくりへの関心が高まる中で、土地所有者やまちづくりN P O法人などが北海道や市町村に都市計画の提案ができるようになるなど、地域住民の方々と行政が一緒になって地域のまちづくりに積極的に取り組んで、計画的なまちづくりを行うことになります。

(都市計画の概要図)



## 第3章 遠軽都市計画の現況

### 1 都市計画区域の指定

都市計画区域は、一体の都市として総合的に整備開発し保全する必要がある区域を都市計画法に基づき決定するもので、健康で文化的な都市計画と機能的な都市活動を確保するために、法令等の規制を受ける土地の範囲のことです。

遠軽町の都市計画区域が最初に決定されたのは、昭和27年7月で、旧遠軽町行政区域全域をもって決定されています。その後、将来の市街地の発展傾向、人口動向などを勘案し、昭和43年7月に区域を市街地周辺に縮小する見直しを行い、さらに昭和56年、平成4年に市街地の拡大、土地利用計画について検討のうえ変更を行い、現在に至っています。旧生田原町、旧丸瀬布町、旧白滝村において、都市計画区域は決定されていません。

#### 遠軽町の都市計画区域

告示年月日	告示番号	面 積
昭和27年7月16日	建設省告示 第 963号	約 208.95 km <sup>2</sup> (約 20,895 ha)
昭和43年7月24日	建設省告示 第 2018号	約 1,461 ha
昭和56年7月20日	北海道告示 第 1591号	約 1,948 ha
平成4年3月31日	北海道告示 第 476号	約 1,985 ha

※遠軽都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和元年10月18日決定・北海道告示第697号）において測量精度向上により面積を約2,067 haに修正しています。

### 2 準都市計画区域の指定

準都市計画区域とは、都市計画区域外の区域のうち、相当数の住居その他の建築物の建築、敷地の造成が現に行われ、又は見込まれる一定の区域で、当該区域の自然的及び社会的条件等や法令による土地利用の規制の状況を勘案して、そのまま放置すれば、将来における都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがあると認められる区域を指定できるもので、現在、遠軽町で指定している区域はありません。

なお、平成18年11月30日に施行された改正都市計画法において制度改正が行われ、農地を含め、土地利用の整序又は環境の保全が必要な区域に広く指定できるとともに、指定権者が市町村から都道府県に変更されました。

### 3 都市計画の策定

都道府県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マスタープラン）」は、都市計画相互間のきめ細かい調整を図り、都市計画の総合性及び一体性を確保するための基本的な方針として、平成16年4月に北海道が定め、平成22年、27年、直近では令和元年に見直しを行っています。

また、この方針等に即して遠軽町は、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、快適なまちづくりのための理念・目標を定めた『遠軽町都市計画マスタープラン』を平成16年8月に策定し、平成22年、平成28年に見直しを行い、現在に至ります。

## 遠軽町の都市計画のマスタープラン

決 定 事 項	決定年月日及び告示公表等
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（道決定） 〔区域マスタープラン〕	平成16年4月6日 北海道告示 第390号
	平成22年12月17日 北海道告示 第813号
	平成27年8月4日 北海道告示 第560号
	令和元年10月18日 北海道告示 第697号
市町村の都市計画に関する基本的な方針（町決定） 〔町マスタープラン〕	平成16年8月30日 策定 平成16年9月30日 公表
	平成22年8月24日 策定 平成22年10月4日 公表
	平成28年3月31日 策定 平成28年4月20日 公表

## 4 土地利用規制

土地利用計画は、都市の健全な発展と均衡ある整備を図るための基本計画であり、交通計画との関連により、公共の福祉と都市機能の充実推進を図ろうとするものです。

都市計画では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、「市街化区域」と「市街化調整区域」との区域区分を定めることができたり、地域ごとの土地利用の目的に応じて「用途地域」や「防火・準防火地域」等の地域地区を定めたりすることにより、建築物や土地の区画形質の変更などについて必要な制限を課し、都市の合理的な利用を誘導することができます。

### （1）区域区分

区域区分は、道路・公園・下水道などの基盤整備についての公共投資を効率的に行いつつ、良質な市街地の形成を図る目的で、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分するものです。三大都市圏や政令指定都市では区分することとされており、それ以外では都道府県が区分するかしないかを選択することとしています。

遠軽町では、区域区分による線引きは行っていません。（非線引き）

### （2）地域地区

地域地区の主となる用途地域は、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、13種類（それぞれの用途に色が決められている）あります。用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が決められます。そのため、地域の目指すべき土地利用の方向を考えて用途地域を指定することは、いわば街に色塗りが行われるわけです。

遠軽町の用途地域は、昭和43年12月に初めて指定し、その後、昭和48年8月に市街地の拡大による見直し、昭和58年7月に全体見直しを行うなど変更を重ね、現在は、**用途地域面積 658.6ha**となっています。

用途地域の内訳は、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域などの住居系5種、商業地域や近隣商業地域などの商業系2種、準工業地域の工業系1種の8種類が指定されています。

市街地における火災の危険を防除するために定める地域である防火地域・準防火地域は、現在、商業地域と近隣商業地域を準防火地域に指定しており、防火地域については指定しておりません。火災による類焼の防止を図る目的から建築基準法第22条により指定する区域は、準防火地域を除く都市計画区域全域を指定しています。

そのほか、特別用途地区として第1種特別工業地区、第2種特別工業地区、スポーツ・レクリエーション地区を、特定用途制限地域として田園居住地区、産業集積地区を指定して、建築物及び工作物の用途の制限を行っています。

また、平成16年3月に北海道により、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域（いわゆる「白地地域」）における建築形態制限の指定がされています。

#### 用途地域決定内容

種類	面積(ha)	面積比(%)	建ぺい率(%)	容積率(%)	備考
第一種低層住居専用地域	約 136	20.7	40 以下	60 以下	建築物の高さ制限 10m
第一種中高層住居専用地域	約 103	15.6	60 以下	200 以下	
第二種中高層住居専用地域	約 97	14.7	60 以下	200 以下	
第一種住居地域	約 138	21.0	60 以下	200 以下	
第二種住居地域	約 47	7.1	60 以下	200 以下	
近隣商業地域	約 20	3.0	80 以下	300 以下	
商業地域	約 6.6	1.0	80 以下	400 以下	
準工業地域	約 111	16.9	60 以下	200 以下	
合計	約 658.6	100.0			

#### その他の地域地区の指定

決定事項	決定内容等	決定年月日	告示番号
都市計画準防火地域の決定	面積 23.4 ha	昭和58年7月5日	遠軽町告示 第 21 号
遠軽特別用途地区的決定	面積 26.2 ha	平成28年10月20日	遠軽町告示 第 67 号
・【用途：準工業地域】第1種特別工業地区（約8.0ha） ・【用途：準工業地域】第2種特別工業地区（約8.2ha） ・【用途：準工業地域】スポーツ・レクリエーション地区（約10ha）			
遠軽特定用途制限地域の決定	面積 656.0 ha	平成28年10月20日	遠軽町告示 第 68 号
・田園居住地区（約598ha） ・産業集積地区（約58ha）			

決定事項	決定内容等	決定年月日	告示番号
都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築形態制限の指定	容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限	平成16年3月2日	北海道告示第232号

#### 用途指定のない区域内の建築物に関する数値指定

地域番号	面 積 (ha)	建ぺい率(%)	容積率(%)	備 考
遠－1	約 943.4	60 以下	200 以下	
遠－2	約 383	30 以下	50 以下	
合 計	約1,326.4			

### (3) 開発許可制度

都市計画の制限の主なものである開発許可制度は、技術基準や立地基準の適合性の審査を通じて、良好な宅地水準の確保や、都市計画の土地の利用目的に沿った開発行為が行われる役割を有しています。近年では、市街地の拡散や低密度な市街地の形成を防止するため、コンパクトシティを形成する上でも重要な役割を担っています。

開発行為は、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質を変更することを指します。

遠軽町では、昭和50年から宅地造成等の開発行為の申請、許可が行われています。

#### 遠軽町において許可が必要な開発行為

非線引き都市計画区域： 3,000 m<sup>2</sup>以上

都市計画区域外の区域： 10,000 m<sup>2</sup>以上

## 5 都市施設

### (1) 交通施設（都市計画道路等）

道路は、人や車の通行のためだけでなく、上下水道、電力・通信ケーブルなどの公共公益施設を収容する空間でもあり、住民生活や都市活動の根幹となる施設です。都市の骨格をなす主要な道路については、幹線街路・区画街路等の分類のもとに、都市施設として都市計画決定し、都市計画事業として整備を進めています。

遠軽町では、昭和34年3月に8路線・総延長9,838mの計画決定を受け、最初の事業として3・6・9岩見通街路事業が昭和37年5月から始まりました。

その後も、市街地の拡大に伴い昭和48年8月に1路線を追加して9路線・18,700mの計画変更を行い、昭和63年に土地利用との整合を図るために一部変更、平成3年にも一部変更し、10路線・総延長19,930mとなりました。平成15年10月には車線数の決定とそれに伴う区域変更を行い、現在は、10路線で総延長19,920mとなっています。直近では、遠軽町芸術文化交流プラザ「メトロプラザ」建設に伴い、岩見通の双方向通行のために幅員・車線数等を変更しています。

#### 都市計画道路

区分	規模	番号	路線名	延長(m)	幅員(m)	車線数	都市計画決定		
							年月日	告示番号	
3	3	1	大通	約 4,850	2 2	2	平成15年10月21日	北海道告示第 1858 号	
3	4	2	停車場通	約 2,380	1 8	2	平成30年 6月 8日	北海道告示第 430 号	
3	4	3	役場通	約 420	1 8	2	平成17年 5月18日	遠軽町告示第 24 号	
3	4	4	東1線通	約 2,940	1 8	2	平成19年 3月12日	遠軽町告示第 7 号	
3	4	5	鴻之舞通	約 550	1 8	2	平成15年10月21日	北海道告示第 1858 号	
3	4	6	高校通	約 1,090	1 8	2	平成15年10月21日	北海道告示第 1858 号	
3	4	7	野上通	約 1,550	1 8 (一部15)	2	平成16年 7月20日	遠軽町告示第 37 号	
3	5	8	中学校通	約 730	1 4	2	平成19年 3月12日	遠軽町告示第 7 号	
3	6	9	岩見通	約 3,380	1 1 (一部13.5) (一部14)	2・1	平成30年 6月 8日	遠軽町告示第 49 号	
3	4	10	南ヶ丘通	約 2,030	1 8	2	平成15年10月21日	北海道告示第 1858 号	
							計 10路線	19,920m	

#### 交通広場(駅前広場)

路線名	名称	面積	都市計画決定		備考
			年月日	告示番号	
停車場通	遠軽駅前広場	2,100m <sup>2</sup>	昭和48年8月18日	北海道告示 第2605号	

#### <特記事項>

	面積	比率	土地所有区分線界
J R側	1,177.84 m <sup>2</sup>	56 %	22.96 m
北海道側	925.45 m <sup>2</sup>	44 %	18.04 m
合計	2,103.29 m <sup>2</sup>	100 %	

\* 施設概要 舗装工・階段工(3か所)・外柵・土留め・コンクリートブロック・排水施設一式

## (2) 公園・緑地

町民の価値観やニーズの多様化により、より快適な都市環境の整備が強く求められており、増大するスポーツ、レクリエーション需要への対応や、都市災害に対応したオープンスペースの確保など安全性の向上を図るため、都市内の公共空地としての公園・緑地・広場などが適正な配置計画のもとに確保されなければなりません。

遠軽町では、昭和33年3月に現在の「みなみ公園（福路1丁目）」が最初に都市計画公園の決定を受け、その後、市街地の拡大に伴う追加変更を行い、現在は都市計画公園が13か所で約59.75ha、河川緑地が1か所で156.8haとなっています。公園・緑地等が住民生活に果たすべき役割が増大していることから、快適な生活を創造する公園づくりを進めています。

なお、都市公園法に基づく都市公園は、現在22か所設置しています。

### 都市計画公園

種別	区分	規模	番号	公園名	位置	面積 (ha)	都市計画決定	
							年月日	告示番号
街区	2	2	1	西町公園	西町3丁目	約 0.26	平成5年11月26日	遠軽町告示 第40号
	2	2	2	末広公園	西町3丁目	約 0.15	平成2年10月9日	遠軽町告示 第21号
	2	2	3	山の手公園	西町2丁目	約 0.16	昭和61年12月13日	遠軽町告示 第35号
	2	2	4	大角公園	南町4丁目	約 0.10	昭和48年5月22日	遠軽町告示 第16号
	2	2	5	豊里公園	字豊里 (豊里)	約 0.17	平成11年11月1日	遠軽町告示 第36号
	2	2	6	東海林公園	南町3丁目	約 0.13	昭和48年5月22日	遠軽町告示 第16号
	2	2	7	大通公園	大通南4丁目	約 0.20	昭和48年5月22日	遠軽町告示 第16号
	2	2	8	中央公園	1条通北3丁目	約 0.15	昭和48年5月22日	遠軽町告示 第16号
	2	2	9	遠藤公園	2条通北8丁目	約 0.10	昭和48年5月22日	遠軽町告示 第16号
	2	2	10	西町2丁目公園	西町2丁目	約 0.53	昭和50年12月22日	遠軽町告示 第17号
近隣	3	3	1	みなみ公園	福路1丁目	約 2.00	平成5年11月26日	遠軽町告示 第40号
総合	5	6	1	遠軽公園	西町3丁目 (西町1・2丁目及び丸太)	約 45.8	平成5年11月30日	北海道告示 第1817号
運動	6	4	1	遠軽スポーツ公園	字向遠軽 (東町1丁目)	約 10.0	平成5年11月30日	北海道告示 第1817号
都市計画公園 計 13か所 約 59.75 ha								
緑地	1			湧別川河川緑地		約156.8	平成5年11月30日	北海道告示 第1816号

※位置については、都市計画決定時の所在であり、カッコ書きは現在の所在。

### (3) 処理施設（下水道）

#### 都市下水路

都市下水路は、市街地の浸水防除や環境整備を目的として、町が整備管理するものです。

遠軽町においては、市街地の発展に伴う人口密集により、大雨時に浸水・帶水することが増えてきたため、昭和40年度から都市下水路事業を始めました。最初に手掛けた学田下水路事業は、市街地の中心部から学田地区までの集水面積171.10haを範囲として工事が進められ、昭和46年度に学田1・2号幹線が完成しました。その後も、都市下水路の整備は行われましたが、後に計画される公共下水道に組み込まれることになります。

#### 公共下水道

河川の汚濁が全国的に問題となっている背景を受け、昭和45年に下水道法が改正され、市街地の浸水防除や環境整備のほか、川などの水質保全を目的とした公共下水道事業が創設されました。

遠軽町においては、終末処理方法による公共下水道事業が昭和49年に認可され、排水区域556haのうち、第1次整備として215haの区域の整備を始めました。昭和60年10月に供用を開始し、以後も整備を進めるとともに事業の見直しを重ね、公共下水道を着々と整備してきました。現在の排水区域は659haで、都市計画用途地域外に設置する公共関連特定環境保全公共下水道区域なども含めた公共下水道全体計画排水区域面積は747haになります。

#### 下水道の概要

1 下水道の名称	遠軽公共下水道			
2 告示年月日	平成28年10月20日			
3 告示番号	遠軽町告示 第69号			
4 排水方式及び区域	分流式	雨 水 約	659 ha	
		汚 水 約	659 ha	
5 下水管渠	放流幹線1	区画延長	約	250 m
6 ポンプ施設	南町ポンプ場	敷地面積	約	940 m <sup>2</sup>
7 処理施設	遠軽下水処理場	敷地面積	約	28,000 m <sup>2</sup>

### (4) その他の都市施設

その他の都市施設として、教育文化施設、医療施設、市場、と畜場、火葬場、流通業務団地など、都市に居住する人々にとって快適な生活を営むために欠かせないさまざまな施設を都市施設として指定することができます。

遠軽町では、卸売市場を昭和44年4月11日に決定していましたが、市場業務の運営・継続が困難になったことから、平成29年4月3日をもって廃止としました。

## 6 都市計画審議会

都市計画審議会は、都市計画を定めたり、知事や市町村長の諮問に応じて都市計画に関する事項を調査、審議したりするために設置することができます。市町村が設置する都市計画審議会は、学識経験のある者や市町村議会の議員のほか、関係行政機関や都道府県職員、当該市町村の住民のうちから任命し、5人以上35人以内で構成します。

遠軽町では、平成12年4月から遠軽町都市計画審議会を設置しています。

### 遠軽町都市計画審議会の構成

分野	人数	構成
学識経験のある者	2人	北見工業大学、北海商科大学
町議会の議員	3人	遠軽町議会議員
関係行政機関の職員・ 都道府県職員	2人	網走開発建設部遠軽開発事務所 オホーツク総合振興局網走建設管理部遠軽出張所
当該市町村の住民	3人	町民から公募による
計	10人	